

静岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

令和5年2月6日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、静岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「条例」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第3条 条例第4条の規則で定める基準は、1級とする。

(初任給の決定)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給欄に定める号給とする。

2 前項の規定を適用する場合において、その者に当広域連合の会計年度任用職員としての経験年数(任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものに限る。以下「経験年数」という。)を有する者の号給は、前項の規定により定められる号給の号数に当該経験年数の月数を12で除して得た数(1未満の端数があるときは、その端数が12分の6以上の場合にあつてはこれを切り上げた数、12分の6未満の場合にあつてはこれを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とする。この場合において、当該号数は、同条の規定による号給の号数に14を加えて得た数を超えることはできない。

(初任給の特例)

第5条 第3条の規定によることが適当でないと認められるときは、その職務の内容及び他の職員との均衡を考慮してその者の号給と決定することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第6条 条例第9条の規定により給与を減額しない場合は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第11号)第2条の規定によりあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除された期間とする。

第7条 条例第9条の規定による給与及び報酬（以下「給与等」という。）の減額は、減額すべき事実が生じた日の属する月の翌月の給与等から順次行うものとする。ただし、退職、休職等により翌月に支給すべき給与等のない場合における給与の減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月の給与等から行うものとし、給与等から差し引いてなお残余の額があるとき、又は給与等から差し引くことのできないときは、条例及びこの規則に基づく未支給の給与から差し引くものとする。

（期末手当の支給を受ける職員）

第8条 条例第13条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 専従休職者（法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている職員をいう。）
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、静岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「育児休業条例」という。）第7条第2項に規定する職員以外の職員

（期末手当を支給しない職員）

第9条 条例第13条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職が法第29条の規定による懲戒免職の処分であった者
- (2) その退職が法第28条第4項の規定による失職であった者
- (3) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者

（期末手当に係る勤務期間）

第10条 条例第13条第2項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第8条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間は、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている

る職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部がこの出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部がこの出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

2 公務傷病等による休職者であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

(一時差止処分に係る在職期間)

第11条 条例第13条の2第4号及び第13条の3第1項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

(一時差止処分の手続)

第12条 任命権者は、条例第13条の3第1項の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ、広域連合長に協議しなければならない。

第13条 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を静岡県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもってこれに代えることができるものとし、掲示された日から2週間を経過した時に文書の交付があったものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第14条 条例第13条の3第2項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、任命権者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて広域連合長に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第15条 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び広域連合長に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(審査請求の教示)

第16条 条例第13条の3第5項に規定する説明書(次条において「処分説明書」という。)には、一時差止処分について、広域連合長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載しなければならない。

(処分説明書の写しの提出)

第17条 任命権者は、一時差止処分を行った場合は、処分説明書の写し1通を広域連合長に提出しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第18条 条例第14条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

(2) 第8条第3号、第4号又は第5号に該当する者

(勤勉手当を支給しない職員)

第19条 条例第14条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) 第9条第1号及び第2号に掲げる者

(勤勉手当の支給割合)

第20条 条例第14条に規定する規則で定める勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(次条において「期間率」という。)に第23条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第21条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、条例別表3に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とし、期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第8条第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間

- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第10条第1項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間
- (3) 休職されていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) 条例第9条第1項の規定により給料を減額された期間及び静岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡県後期高齢者医療広域連合規則第2号）第14条第2項に規定する無給休暇の期間が引き続き1箇月を超える場合にあっては、当該無給休暇の期間
（勤勉手当の成績率）

第23条 成績率は、任命権者が別に定めるものとする。

（勤勉手当の成績率の特例）

第24条 前条の規定にかかわらず、支給期間において条例別表第4の減率事由欄に掲げる事由に該当する職員（任命権者がその者の事情を考慮してやむを得ないと認める者を除く。）にあっては、同条の割合に、同表の減率事由欄の区分に応じ、それぞれの同表の割合欄に定める割合を乗じて得た割合をもって、その者の成績率とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第25条 条例第21条の規定によるパートタイム会計年度任用職員の報酬の減額については、第6条から第7条の規定を準用する。

（委任）

第26条 この規則の施行に関し、必要な事項は任命権者が定める。

別表（第4条関係）

職種別基準表

給料表	職種	級及び号給
行政職給料表	事務補助	1級10号
医療職給料表(1)	保健師	1級30号
医療職給料表(2)	管理栄養士及び歯科衛生士	1級22号

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月14日規則第2号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月22日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。